

意見書

平成 21 年 1 月 26 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課
データ通信課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「インターネット政策懇談会」報告書素案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「インターネット政策懇談会」報告書(以下、「報告書」という。)素案に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

| 頁 | 項目 | 意見 |
|---------|---|---|
| P.33-34 | 3. 課題と解決策 (1) サービス提供者の提供拠点の国内への誘導 | 【意見】 ・現状、海外からインターネット上のサービスを提供している者が国内からの提供に切り替えることは、検索やコンテンツの表示速度向上といった利用者利便の向上、国内のISP事業者やデータセンター事業者等の収益改善、国内の雇用増等に資するものであることから、今後積極的に推進すべきと考えます。 ・なお、推進していくに当たっては、関連法令の整備等、国内でのサービス提供に係る阻害要因を確実に解消すべきと考えます。 |
| P.41 | 4. 今後の施策展開の在り方 (1) サービス提供者の提供拠点の国内への誘導方策の検討 | |
| P.34-35 | 3. 課題と解決策 (2) サービス停止時に提供主体がとるべき対応を含む契約関係の在り方の検討及び明確化 (3) サービス提供主体の明確化 | 【意見】 ・一般的な販売活動については、消費者基本法、消費者契約法、民法及び商法等(以下、「消費者法等」という。)において、契約の在り方等が定められています。加えてインターネット上でのサービス提供者については、特定商取引に関する法律及び通信販売における電子商取引ガイドライン(以下、「特商法等」という。)において、販売主体やアフターサービスと保証の有無、商品の内容についての情報等の表示基準が詳細に定められています。 ・インターネット上でのサービス提供者については、消費者法等及び特商法等に基づいた対応を行う責務を全うすること以上の追加規制を課すべきではなく、契約関係の在り方やサービス提供内容については、各サービス提供者がサービスの特性に応じて、個々の判断に基づいて決定すべきことを考え方の基軸とすべきと考えます。 |

| 頁 | 項目 | 意見 |
|---------------------|---|--|
| P.41-42 | 4. 今後の施策展開の在り方 (2) インターネットに係るサービス提供の在り方の検討 | <p>・なお、消費者保護の観点については、消費者基本法第2条第1項において「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない」との基本理念が定められているとおり、消費者がサービス内容等を確実に理解することができるよう、サービス提供者は引き続き説明内容の充実化に努めるとともに、業界としてどのような取組みを行うべきかについて議論すべきと考えます。</p> |
| P.35-38 P.42 | 3. 課題と解決策 (4) トラヒック増加への対応 4. 今後の施策展開の在り方 (3) トラヒック増加への対策の検討 | <p>【意見】</p> <p>・基本的にトラヒック増加への対策の検討については、従来通り、技術開発、料金体系の多様化ともに、事業者が個々の経営判断に基づき実施することとすべきと考えます。</p> <p>・なお、高速大容量化技術の開発、地理的集中の緩和方策及び時間的集中の緩和方策については、報告書素案において挙げられている「官民一体となった実証実験」や「国の支援も含めた検討」を実施することによる一定の効果が期待されるものの、それらの取組みへの参画やその結果の採用に関しては個々の事業者の判断を優先することとし、各事業者の技術開発のインセンティブを失わせることがないようにすることが必要と考えます。</p> |
| P38-39 P.43 | 3. 課題と解決策 (5) インターネットのIPv6化への対応 4. 今後の施策展開の在り方 (4) インターネットのIPv6化への対応 | <p>【意見】</p> <p>・インターネットのIPv6化への対応については、「インターネット政策懇談会 IPv6 移行とISP等の事業展開に関するWG」(以下、「WG」という。)にて議論が行われましたが、報告書素案において言及されている内容は、「課題と解決策」及び「今後の施策展開の在り方」ともに議論の一部に過ぎず、WGの検討結果への言及が不十分なものと考えます。従って、WGにて議論を行った内容については、その全てを報告書に反映すべきと考えます。</p> <p>・特に、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)上におけるIPv6インターネット接続サービス実現方式については、NTT 東西殿の加入者回線の独占性が排除されない限り、公正競争可能な領域が最大限確保される方式を採用すべきであり、案3※のようにNTT 東西殿がインターネット接続機能を提供することになる方式を採用することは、NTT 東西殿の市場支配力をインターネット接続の領域にまで拡大するものであり、ISP市場における公正競争環境を確保する上で決して認めるべきではないものと考えます。</p> |

| 頁 | 項目 | 意見 |
|------|---|---|
| | | <p>・この点については、WG の議論においても、「案 3 については、ブロードバンド市場に対する東・西 NTT の関与を大幅に拡大する可能性があり、公正な競争の確保の観点から、政府は必要に応じ適切な対応を行うことが求められる。」と、懸念と対応の必要性が示されているところであり、今後の更なる議論に向けてこのような課題を明確にすることは重要であるため、本内容についても報告書へ反映すべきと考えます。</p> <p>※「インターネット政策懇談会 IPv6 移行と ISP 等の事業展開に関する WG 取りまとめ」 (インターネット政策懇談会第 7 回資料 7-1) p.10-11 参照。 (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/internet_policy/pdf/081024_2_si7-1.pdf)</p> |
| P.40 | <p>3. 課題と解決策</p> <p>(6) 固定ネットワークやモバイル・ネットワークの競合・連携関係に関する更なる検討</p> | <p>【意見】</p> <p>・モバイル・ネットワークにおいては、そのアクセス部分について有限希少性のある電波をユーザ間でシェアして利用することから、キャパシティの増設について制約がある等、固定ネットワークとは大きく異なる特性があります。従って、インターネット全体の政策を検討する場合においても、モバイル・ネットワーク経由のインターネット利用と固定ネットワーク経由のインターネット利用とを別のものとして取り扱うことを大前提とすべきと考えます。</p> <p>・他方、固定ネットワーク同士の連携においては、モバイル・ネットワークにあるような制約はないものの、通信レイヤーにおけるボトルネック性に起因した市場支配力を抑止するために、ネットワークのオープン化の義務が法的にも課されている状況にあります。こうした固定ネットワークにおけるボトルネック性の問題は IP 化等が進展する状況下においても何ら変わるものでなく、ボトルネック性を有するアクセス回線はもちろんのこと、それと一体で設置される NTT-NGN 等についても、常に公正競争の確保に配慮しつつ、設備開放等の適正な措置を講じていくことが必要と考えます。</p> |
| P.43 | <p>4. 今後の施策展開の在り方</p> <p>(5) 固定ネットワークやモバイル・ネットワークの競合・連携への対応</p> | |

以上